

# 教育・保育の提供区域について

## 1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育の提供区域」を設定することを義務付けています。「教育・保育の提供区域」について、子ども・子育て支援法第61条第2項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義しています。

### 子ども・子育て支援法第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

1. 市町村は、基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める。

2. 市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 教育・保育提供区域ごとの、

①各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

②教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の

確保内容・その実施時期

## 2. 本市が定める教育・保育の提供区域(案)

市全域をひとつの教育・保育の提供区域と設定する

### 【区域の設定理由】

○上位計画や他計画において市をひとつの圏域としている

「大和郡山市総合計画後期基本計画」(平成23年3月策定)

市全体を基本に将来像や各施策を立て推進しています。

「大和郡山市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」(平成24年3月策定)

日常生活圏域は、30分以内での移動可能な範囲(駆けつけられる範囲)を理想としており、市域でひとつに設定されています。

〔参考〕介護保険法 ～日常生活圏域とは～

(市町村介護保険事業計画)

**第一百七条 第2項 1** 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域…  
以下省略

○主要道路が東西南北に複数あり、移動が容易である ⇒図1

本市はJR線、近鉄線の鉄道網に加え、道路網として南北に市道外環状線、県道大和中央道、県道大和郡山・広陵線、国道24号、東西に県道大和郡山・上三橋線、県道大和郡山環状線、国道25号が通り、県外とのアクセスも含め交通の便が良い環境にあります。

○幼稚園、保育所等の教育・保育施設が約7km圏内に設置されている ⇒図2

東西南北の端にある各施設が約7km圏内に設置されており、平均時速15kmで約30分、通常の交通手段を利用すれば約30分以内に移動できる範囲となっています。

〔参考〕徒歩で時速 約5km、自転車で時速 約15km

図1 市域の主要道路

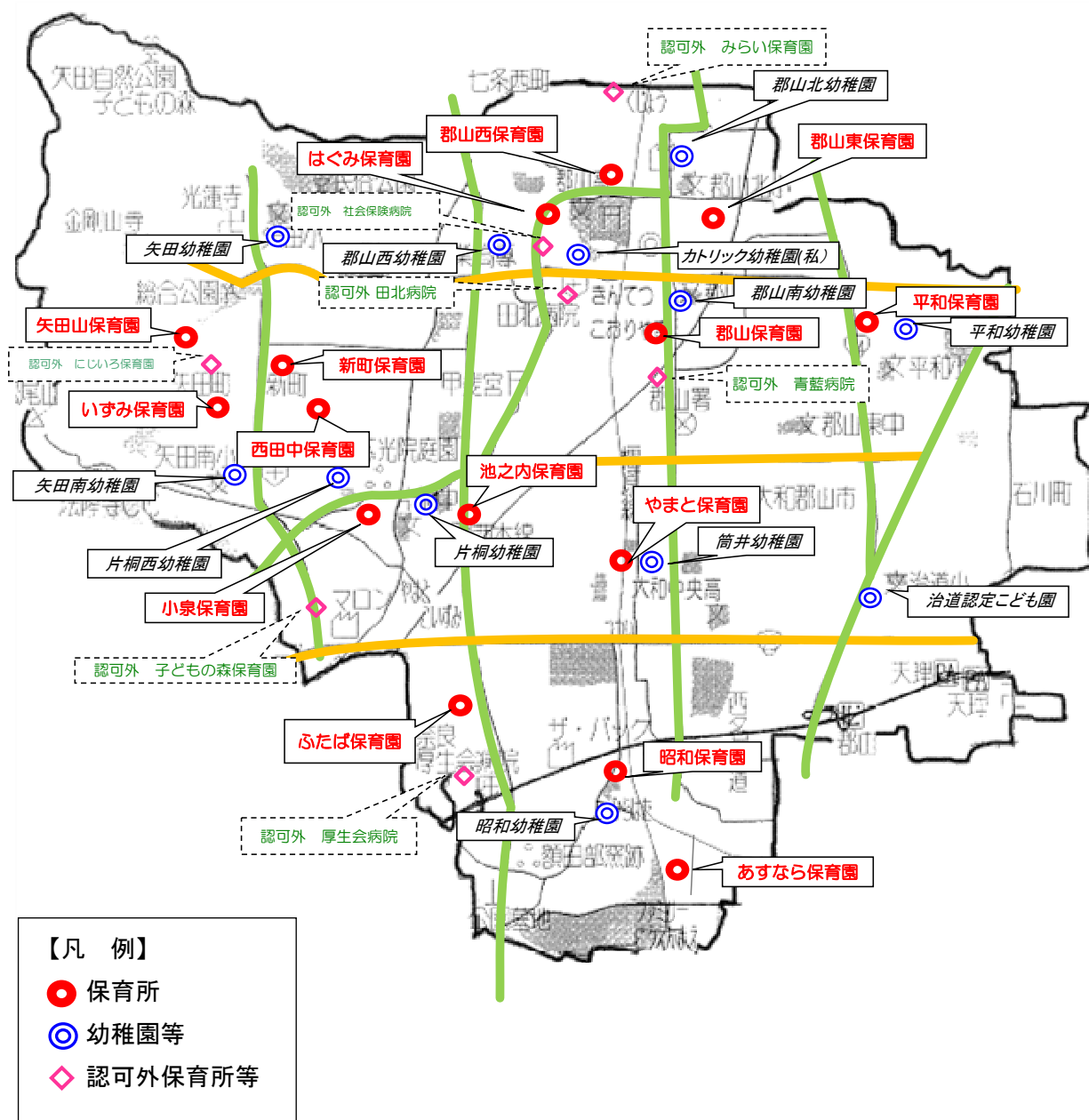


図2 教育・保育施設の位置関係

